工業用水法施行規則の一部を改正する省令案　新旧対照条文

○工業用水法施行規則（昭和三十二年通商産業省令第二十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（変更の許可） 第六条　法第七条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六による申請書に次の書類を添附して、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。 一～三　（略）	（変更の許可） 第六条　法第七条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六による申請書に次の書類を添附して、都道府県知事に提出しなければならない。 一～三　（略）
（条例等に係る適用除外） 第十一条　第三条第一項、第五条第一項及び第六条から前条までの規定は、都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市）の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。	（条例等に係る適用除外） 第十一条　第三条第一項、第五条第一項及び第六条から前条までの規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
様式第１（第３条関係） 井戸使用許可申請書 年　月　日 殿 （略）	様式第１（第３条関係） 井戸使用許可申請書 年　月　日 都道府県知事　殿 （略）
様式第４（第５条関係） 井戸使用届出書 年　月　日 殿 （略）	様式第４（第５条関係） 井戸使用届出書 年　月　日 都道府県知事　殿 （略）

様式第６（第６条関係）

井　戸　変　更　許　可　申　請　書

年　　月　　日

殿

（略）

様式第９（第７条関係）

氏　名　等　変　更　届　出　書

年　　月　　日

殿

（略）

様式第１０（第８条関係）

許　可　承　継　届　出　書

年　　月　　日

殿

（略）

様式第１１（第９条関係）

許　可　井　戸　廃　止　届　出　書

年　　月　　日

殿

（略）

様式第１２（第１０条関係）

井　戸　変　更　報　告　書

年　　月　　日

殿

（略）

様式第６（第６条関係）

井　戸　変　更　許　可　申　請　書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

（略）

様式第９（第７条関係）

氏　名　等　変　更　届　出　書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

（略）

様式第１０（第８条関係）

許　可　承　継　届　出　書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

（略）

様式第１１（第９条関係）

許　可　井　戸　廃　止　届　出　書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

（略）

様式第１２（第１０条関係）

井　戸　変　更　報　告　書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

（略）

様式第１３（第１０条関係） 井　戸　使　用　状　況　報　告　書 年　　月　　日 殿 （略）	様式第１３（第１０条関係） 井　戸　使　用　状　況　報　告　書 年　　月　　日 都道府県知事　殿 （略）